

人権大学講座 「人権について考える～私の人権論」 レジюме

世界人権問題研究センター 理事長
学校法人同志社 前総長 大谷 實

I はじめに

多様な人権問題
三つの課題

II 人権の意義

(1) 人権とは、

憲法第 11 条「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」＝ 人権の固有性、不可侵性、普遍性

憲法第 13 条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」＝ 個人の尊重・幸福追求権

(2) 憲法の人権規定

自由権 *内心の自由 *表現の自由 *経済的自由 *人身の自由
参政権 *選挙権・被選挙権 *請願権 *裁判を受ける権利など
社会権 *生存権 *教育を受ける権利 *労働3権

(3) 平等原則と人権の不可侵性

憲法第 14 条「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」

III 人権の根底にあるもの

(1) 憲法 13 条と個人主義

「個人として尊重される」の意味
個人としての生き方。 新島襄の「人、一人が大切なり」。

(2) 人権の根拠

全体主義と個人主義
人権の根拠としての日本国憲法

- (3) 「個人の尊重」か「人の尊重」か
自民党の憲法改正案
INDIVIDUAL としての個人

IV 幸福追求権

- (1) 犯罪被害者の人権
新しい人権
犯罪被害者給付制度

- (2) 幸福とは何か
カール・ヒルティと幸福論
包括的基本的人権
カール・ブッセと幸福懐疑論

- (3) 人生の目的
自己実現
教育基本法と「人格の完成」

V 人権問題解決の方向

- (1) 人権問題の多様性
人権侵害と犯罪 差別的言動
人権擁護委員制度

- (2) 人権擁護法案
人権擁護推進審議会
2002年「人権擁護法案」
人権擁護庁又は人権擁護委員会

- (3) 人権の限界
コロナ禍と人権問題
ロックダウンの是非

- (4) 終わりに